

仕様書

工事番号		河川浚渫工事(砂防河川筋原川)
設計年度	令和7年度	
施工方法	請負	三原市久井町筋原
工事期間		
工事概要		
施工延長 L=482.2m 浚渫土量 V=320m ³		
仕様書		

三原市

特記仕様書

第1章 総則

第1節 適用

- 1 本特記仕様書は、三原市久井町筋原 河川浚渫工事（砂防河川筋原川）に適用する。
 - 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
 - ・土木工事共通仕様書（令和7年8月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）
- ※ 土木工事共通仕様書は「広島県の調達情報」に掲載している。
<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>
- ・その他関連規格類

第2節 法令及び条例等の遵守

- 1 次の内容について、施工計画書の「その他」項目に記載すること。
 - (1) 工事の実施にあたり、発注者から明示された、又は、受注者が行うべき『法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件』
 - (2) 上記(1)の内容について『不測の事態等が生じた場合の対応方法』
 - (3) 上記(1)、(2)の内容について『現場作業に従事する者に対する周知の方法』
- 2 「施工方法」等の関連する項目に、許可承諾条件等を適切に反映すること。
- 3 『法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件』等の変更が生じた場合は、施工計画書の内容に重要な変更が生じたものとし、変更施工計画書を提出すること。

第3節 週休2日適用工事等

本工事は、週休2日工事等の対象外とする。

第4節 建設副産物

本工事における建設副産物については、土木工事共通仕様書1-1-2-11 建設副産物のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

- 1 再生資源利用計画及び再生資源促進計画
受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。
- 2 計画の掲示及び公表
受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。
現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること。
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

3 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。

- 4 工事現場の管理体制
受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。
- 5 建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成
受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。
※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。
- (1) 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
- (2) 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項
ア 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。
イ 当該行為が盛土規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
- (3) 上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項
- 6 運搬業者への通知
受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。
- 7 確認結果票の掲示及び公表
受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。
- 8 確認結果票の保管
受注者は、確認結果票を建設工事の完成後5年間保存するものとする。
- 9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求
受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。
- (1) 建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地
(2) 建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
(3) 建設発生土の搬出元の名称及び所在地
(4) 建設発生土の搬出量
(5) 建設発生土の搬出が完了した日
- 10 建設発生土の搬入元への受領書の交付
受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。
- 11 受領書の内容確認
受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。
- 12 受領書の保管
受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後5年間保存するものとする。

第2章 施工条件

第1節 用地

- 1 現場の復旧
原形復旧とする。

第2節 公害対策

- 1 粉じん対策
内容 清掃作業において粉じんが飛散する場合は、粉じん防止の散水等を隨時行うこと。
期間 土砂積込作業

第3節 建設副産物

- 1 建設発生土（搬出）（建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積））（指定処分（A））
当該工事により発生する建設発生土は、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積）のいずれかに搬出するものとする。
また、積算上の搬出先として、建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積）のうち、運搬費と受入費の合計が最も経済的になる次の施設を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用（単価）は変更しない。
搬出場所 有限会社脇産業世羅事務所
なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積）への搬出が困難となった場合は、発注者と受注者が協議の上、設計変更の対象とする。

第3章 工事保険等

- 1 工事保険等
受注者は、本工事において第三者に与えた損害を補填する保険又はその他必要とする建設工事に関連する保険等に加入しなければならない。また、加入した保険等については、保険証券の写し（保険以外の場合はそれに代わるもの）を監督員に提出すること。なお、加入に必要な保険料等は、設計で現場管理費に見込んでいる。
- 2 法定外の労災保険 の付保
(1) 受注者は、本工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「法定外の労災保険」という。）を付保しなければならない。
(2) 受注者は、建設工事請負契約款第54条（火災保険等）に基づき、法定外の労災保険の契約締結したときは、その証券又はこれに代わるものを速やかに監督職員に提示しなければならない。
(3) 法定外の労災保険は、政府の労働災害補償保険とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とするものであり、（公財）建設業福祉共済団、（一社）建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法に基づいて契約を締結しているものとする。

第4章 その他

本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、監督員の指示を受けること。

工事数量総括表

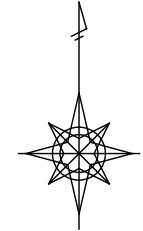
頁0 -0001

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量	備考
本工事費				
築堤・護岸		式	1	レベル1
河川土工		式	1	レベル2
掘削工		式	1	レベル3
掘削	土砂 上記以外(小規模) 標準以外	m3	320	レベル4
土砂等運搬	小規模 土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	320	レベル4
直接工事費				
共通仮設費率分				
共通仮設費計				
純工事費				
現場管理費				
工事原価				
一般管理費率分				
契約保証費				
一般管理費計				
工事価格				
消費税相当額				
工事費計				

工事数量總括表

頁0 -0002

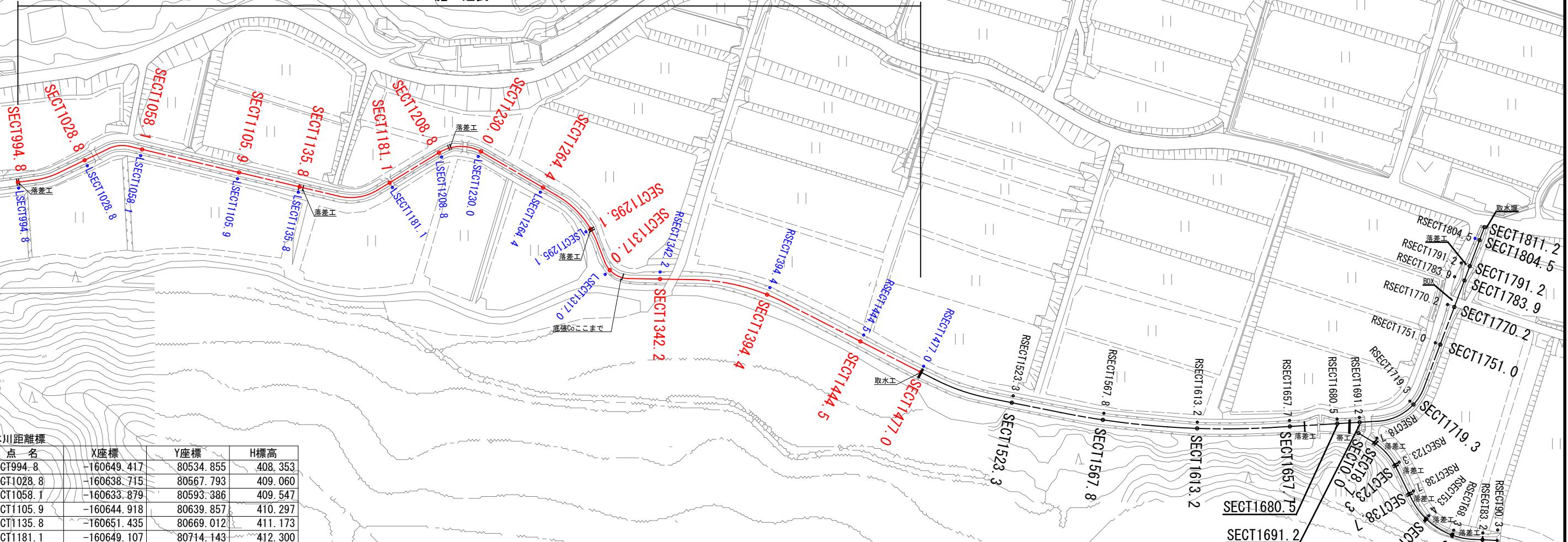
図面番号	1 / 4	縮尺	1/1,000
工種	河川浚渫工事(砂防河川勘原川)	縮尺率	A1: 100% A3: 50%
種別	平面図	番号	1 / 1
路線名	砂防河川勘原川		
工事箇所	三原市久井町勘原		
三原市			



凡例

地形図により設定した河心線	● SECT0.0
距離標(横断位置)	● LSECT0.0

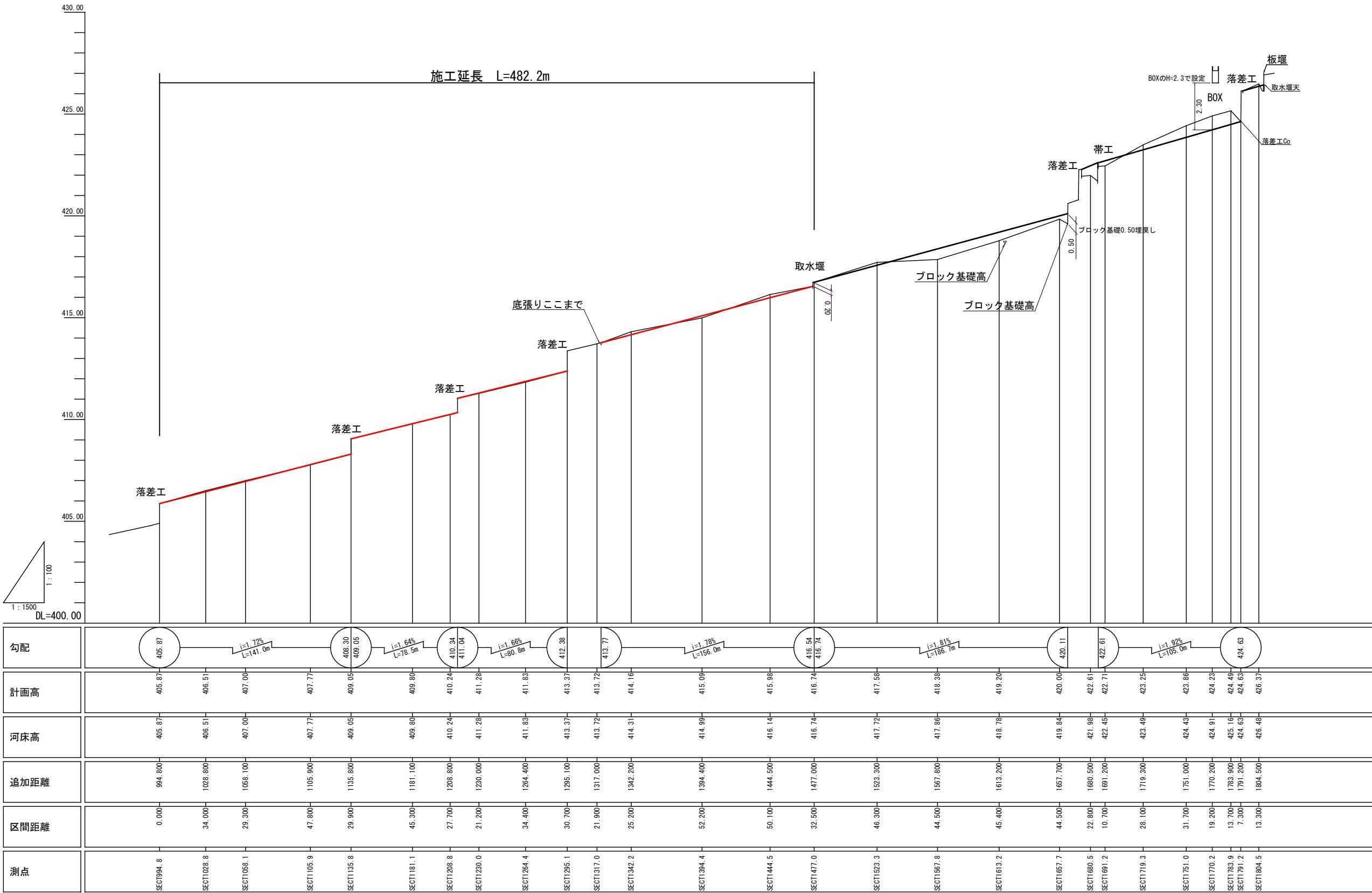
施工延長 L=482.2m



支川距離標 (Branch River Distance Markers)

点名	X座標	Y座標	H標高
RSECT8.7	-160769.378	81186.291	425.014
RSECT23.3	-160780.869	81196.971	425.457
RSECT38.7	-160794.736	81203.835	425.999
RSECT53.4	-160806.589	81211.188	426.488
RSECT68.3	-160813.532	81223.121	427.008
RSECT83.2	-160814.852	81237.095	427.519
RSECT90.3	-160813.435	81244.207	429.221

図面番号	2 / 4	縮尺	V=1/100 H=1/1500
工種	河川浚渫事業 (砂防河川勘原川)	縮尺率	A1: 100% A3: 50%
種別	縦断図	番号	1 / 1
路線名	砂防河川勘原川		
工事箇所	三原市久井町勘原		
三原市			



図面番号	3 / 4	縮尺	1/100
工種	河川浚渫工事(砂防河川筋原川)		
種別	横断図	番号	1 / 2
路線名 河川名	砂防河川筋原川		
工事箇所	三原市久井町筋原		
三原市			

縮尺率
A1: 100%
A3: 50%

(SECT 994.8~SECT 1264.4)

左岸

D=34.000
SECT994.8
GH=406.17
FH=405.87

右岸

左岸

D=29.900
SECT1105.9
GH=407.80
FH=407.77

右岸

D=21.200
SECT1208.8
GH=410.29
FH=410.24

右岸

落差工

距離標
H=408.353
DL=405.00

C=0.8

DL=405.00

距離標
H=410.297
C=0.4

DL=410.00

距離標
H=412.856
C=0.1

落差工 SECT1214.3
C=0.0

落差工 SECT1214.3
C=0.0

D=29.300
SECT1028.8
GH=406.69
FH=406.51

DL=405.00

距離標
H=409.060
C=1.0

DL=405.00

SECT1130.0
C=0.4

D=45.300
SECT1135.8
GH=409.05
FH=409.05

落差工

距離標
H=411.173
C=0.1
C=0.0

DL=410.00

距離標
H=413.423
C=0.1

落差工 SECT1214.3
C=0.0

D=47.800
SECT1058.1
GH=407.55
FH=407.00

DL=405.00

距離標
H=409.547
C=1.6

DL=405.00

距離標
H=412.300
C=0.2

DL=410.00

距離標
H=413.982
C=0.3

D=30.700
SECT1264.4
GH=412.00
FH=411.83

図面番号	4 / 4	縮尺	1/100
工種	河川浚渫工事(砂防河川勘原川)		
種別	横断図	番号	2 / 2
路線名	砂防河川勘原川		
工事箇所	三原市久井町勘原		
三原市			

縮尺率
A1: 100%
A3: 50%

(SECT 1295.1 ~ SECT 1477.0)

左岸

D=21.900
SECT1295.1
GH=413.51
FH=413.37

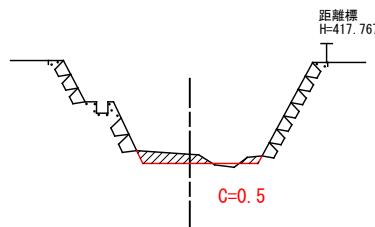
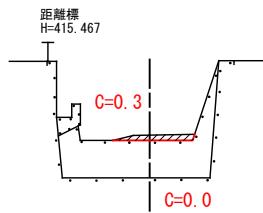
右岸

左岸

D=50.100
SECT1394.4
GH=415.33
FH=415.09

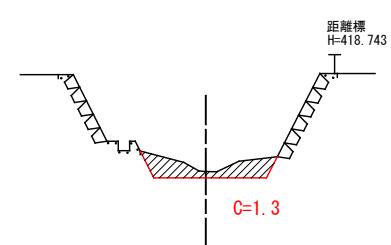
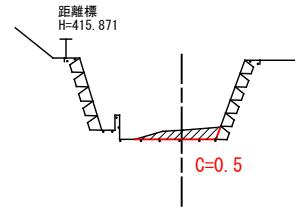
右岸

落差工



D=25.200
SECT1317.0
GH=413.96
FH=413.72

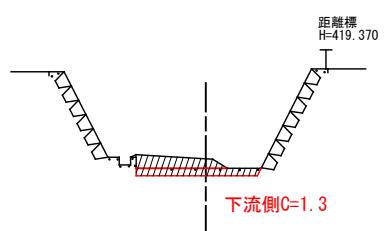
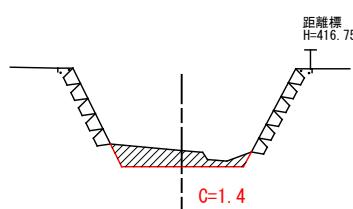
D=32.500
SECT1444.5
GH=416.15
FH=415.98



D=52.200
SECT1342.2
GH=414.59
FH=414.16

D=46.300
SECT1477.0
GH=416.99
FH=416.74

取水堰



DL=410.00

DL=415.00

総括情報表

頁0 -0001

変更回数 適用単価地区 単価適用日	0 68 三原市(久井) 00-07.12.01(0)	凡例 Co … コンクリート As … アスファルト DT … ダンプトラック BH … バックホウ CC … クローラクレーン TC … トラッククレーン RTC…ラフテレンクレーン
諸経費体系	1 公共(一般)	
	当世代	前世代
工種 施工地域・工事場所区分 復興補正区分 週休補正区分 現場事務所等の貸与区分 I C T 補正区分 冬期補正係数 緊急工事区分 前払金支出割合区分 契約保証区分	01 河川工事 00 補正なし 00 補正なし 00 補正なし 00 補正なし 00 補正なし 00 補正なし 00 通常工事 0 % 00 補正無し 01 金銭的保証(0.04%)	
建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額、労務管理費、安全訓練等に要する費用等）が必要であり、本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。		

本工事費 内訳表

頁0 -0002

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
本工事費				X1000	
築堤・護岸	1	式		Y1A01	レベル1
河川土工	1	式		Y1A0101	レベル2
掘削工	1	式		Y1A010101	レベル3
掘削 土砂 上記以外(小規模) 標準以外	320	m3		Y1A01010101	レベル4
掘削 土砂 上記以外(小規模) 標準以外	320	m3		SPK25040001 00	单第0 -0001 表
掘削補助機械搬入搬出	4	回		SPK25040016 00	单第0 -0002 表
不整地運搬車 5,000m3未満 BH(クローラ型) 山積0.45/平積0.35m3	320	m3		S1010005 00	单第0 -0003 表
積込(ルーズ) 土砂 小規模(標準)	320	m3		SPK25040007 00	单第0 -0005 表

本工事費 内訳表

頁0 -0003

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
土砂等運搬 小規模 土砂(岩塊・玉石混り土含む)	320	m3			Y1A01010102 レベル4
土砂等運搬 小規模 土砂(岩塊・玉石混り土含む) DID区間無し 距離13.0km以下(10.0km超)	320	m3			SPK25040002 00 単第0 -0006 表
【直接工事費に含まれる処分費等】 「処分費等」の取扱いによる					#0041
処分費	320	m3			F000000100 00
** 直接工事費 ** #0020計=支給品等(材料),無償貸付					
共通仮設費率分					Z0019
計算情報..... 対象額..... 率.....					
** 共通仮設費計 **					
** 純工事費 **					

本工事費 内訳表

頁0 -0004

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
現場管理費 計算情報..... 対象額..... 率.....					
工事原価					
一般管理費率分 計算情報..... 対象額..... 率.....					前払補正率...
契約保証費 計算情報..... 対象額..... 率.....					当初請対額 当初対象額
一般管理費計					
工事価格					
消費税相当額 計算情報..... 対象額..... 率.....					
工事費計					
契約保証費計					

施工単価表

頁0 -0005

掘削

土砂 上記以外(小規模)

機械構成比: 20.13% 労務構成比: 71.97%

SPK25040001

単第0 -0001 表

1

m3

当り

標準単価:

2,678.70000

代表機労材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
小型バックホウ(クローラ型) 標準型・排2 山積0.13/平積0.10m ³	20.13%		小型バックホウ(クローラ型) 標準型・排2 山積0.13/平積0.10m ³		MTPC00077 MTPT00077
運転手(特殊)	71.97%		運転手(特殊)		RTPC00006 RTPT00006
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油	7.90%		軽油パトロール給油		TTPC00013 TTPT00013
積算単価			積算単価		EP001
A=1 土砂 E=8 標準以外			B=5 上記以外(小規模)		

施工單価表

頁0 -0006

掘削補助機械搬入搬出

SPK25040016

单第0 -0002 表

1 回 当り

機械構成比: 25.52% 労務構成比: 74.48% 材料構成比: 0.00% 市場単価構成比: 0.00% 標準単価: 45,600.00000

施工單価表

頁0 -0007

不整地運搬車
5,000m³未満

S1010005

BH(クローラ型) 山積0.45/平積0.35m³

单第0 -0003 表

100 m3 当り

施工單価表

頁0 -0008

機-28_不整地運搬車運轉

クローラ型 ダンプ 全旋回式 6~7t積

S9021

排出ガス対策型2014年規制

单第0 -0004 表

1

日 当り

施工単価表

頁0 -0009

積込(ルーズ)

SPK25040007

土砂

機械構成比: 26.01% 労務構成比: 62.89%

小規模(標準)

材料構成比: 11.10%

市場単価構成比: 0.00%

単第0 -0005 表

1

m3

当り

標準単価:

1,093.90000

代表機労材規格(積算地区)

構成比

単価(積算地区)

代表機労材規格(東京地区)

単価(東京地区)

備考

バックホウ(クローラ型) 標準型・排2 山積0.28/平積0.2m3	26.01%		バックホウ(クローラ型) 標準型・排2 山積0.28/平積0.2m3		MTPC00062 MTPT00062
運転手(特殊)	62.89%		運転手(特殊)		RTPC00006 RTPT00006
軽油 パトロール給油, 2~4KL積載車給油	11.10%		軽油パトロール給油		TTPC00013 TTPT00013
積算単価			積算単価		EP001
A=1 土砂			B=4 小規模(標準)		

施工単価表

頁0 -0010

土砂等運搬

小規模 土砂(岩塊・玉石混り土含む)

機械構成比: 26.52%

労務構成比: 61.90%

SPK25040002

DID区間無し 距離13.0km以下(10.0km超)

材料構成比: 11.58%

市場単価構成比: 0.00%

単第0 -0006 表

1

m3

当り

標準単価:

3,431.70000

代表機労材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 4t積級 (タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む)	26.52%		ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 4t積級 (タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む)		MTPC00017T1 MTPT00017T1
運転手(一般)	61.90%		運転手(一般)		RTPC00007 RTPT00007
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油	11.58%		軽油パトロール給油		TTPC00013 TTPT00013
積算単価			積算単価		EP001
A=2 小規模 C=1 土砂(岩塊・玉石混り土含む) F=45 距離13.0km以下(10.0km超)			B=5 バックホウ山積0.28m ³ (平積0.2m ³) D=1 DID区間無し		

數量總括表

(その1)

(砂) 茅原川

計 第 表 土 工 計 算 書

測 点	距 離	掘 削						備 考
		C	平 均	立 積		平 均	立 積	
SECT 994.8	0.0	0.8						
SECT 1028.8	34.0	1.0	0.90	30.6				
SECT 1058.1	29.3	1.6	1.30	38.1				
SECT 1105.9	47.8	0.4	1.00	47.8				
SECT 1130.0	24.1	0.4	0.40	9.6				
SECT 1135.8	5.8	0.0	0.20	1.2				
								落差工
SECT 1135.8	0.0	0.1						
SECT 1181.1	45.3	0.2	0.15	6.8				
SECT 1208.8	27.7	0.1	0.15	4.2				
SECT 1214.3	5.5	0.0	0.05	0.3				
								落差工
SECT 1214.3	0.0	0.0						
SECT 1230.0	15.7	0.1	0.05	0.8				
SECT 1264.4	34.4	0.3	0.20	6.9				
SECT 1295.1	30.7	0.0	0.15	4.6				
								落差工
SECT 1295.1	0.0	0.3						
SECT 1317.0	21.9	0.5	0.40	8.8				
SECT 1342.2	25.2	1.4	0.95	23.9				
SECT 1394.4	52.2	0.5	0.95	49.6				
SECT 1444.5	50.1	1.3	0.90	45.1				
SECT 1477.0	32.5	1.3	1.30	42.3				
								取水工
合 計	482.2			320.6				

位 置 図



※国土地理院地図を使用したものである